# 生活福祉資金特例貸付の債権管理等に係る業務委託プロポーザル実施要領

岐阜県社会福祉協議会では、生活福祉資金特例貸付に係る債権管理に係る業務を事業者へ委託するため、下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

応募しようとする事業者は、下記の内容を熟知のうえ、ご応募願います。

### 1 委託業務名

生活福祉資金特例貸付の債権管理等に係る業務

## 2 委託業務の内容

別添「業務委託仕様書」を参照

#### 3 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

## 4 委託費の上限

3年間での総額 90,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む) ※1 カ年 30,000,000 円を限度とする

#### 5 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム認定センターの ISMS 認証を取得している者であること。
- (2) 生活福祉資金特例貸付または、類似の債権管理業務の実績が3年以上ある法人かつ、債権管理業務全体のオペレーションを統括・管理し、業務担当者(実務に従事する担当者)の指導・管理ができる管理者(以下、業務管理者)に同業務の経験年数が1年以上ある者を配置できること。
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- ①役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。

### 6 応募手続等

(1) スケジュール

①参加申込受付開始

②質問書の提出

③応募申請書等の提出

④審査会(プレゼンテーション)

⑤審査結果の通知

令和7年3月18日(火)

令和7年3月24日(月)正午まで

令和7年4月3日(木)まで(必着)

令和7年4月18日(金)

審査会の実施から1週間以内

# (2) 提出書類

- ①応募申請書(様式第1号)
- ②実施計画書(様式第2号)
- ③見積書及び経費積算書(様式第3号-1及び2)
  - ・委託契約期間の総額を記載し、併せて、内訳(年度及び業務ごとの作業内容と費用)を記載すること。
  - ・人員配置が分かるように記載すること。
- ④応募資格誓約書(様式第4号)
- ⑤会社概要 (パンフレット等)
- ⑥プライバシーマークまたは ISMS 認定資格の写し
- (7)履歴事項全部証明書の写し(直近3か月以内のもの)

#### (3) 質問の受付および回答

本要領および業務委託仕様書に関する質問は、質問書(様式第5号)の提出により行うものとし、FAX またはメールでのみ受け付ける。質問書が提出された事項については、令和7年3月26日(水)を目安に岐阜県社会福祉協議会のホームページ上に回答を掲載する。

なお、本要領および業務委託仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

(4) 提出場所及び問合せ先

岐阜県社会福祉協議会(生活支援部 資金貸付担当)

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電話 058-201-1547 FAX 058-213-3838 E-MAIL shikin@winc.or.jp

- (5) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- (6) 提出方法 郵送または持参による。
- (7) 留意事項
- ①企画提案は、1法人につき1件とする。

- ②提出された書類の内容は、変更することができない。ただし、前記(2)の提出期限内であれば可とする。
- ③採択された事業計画書の著作権は、岐阜県社会福祉協議会に帰属する。

# 7 審査

### (1)審查方法

- ①提出された事業計画書に基づき、プロポーザル審査会を開催し、計画の妥当性や 実現性を踏まえて受託候補者を選定する。
- ②受託候補者の選定にあたり、実施計画書提出業者へのヒアリングを実施する。
- ③実施日 令和7年4月18日(金)※詳細別途通知
- ④場 所 岐阜県社会福祉協議会(岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号)

# (2) 評価項目

No.	評 価 項 目	配点
1	取組み姿勢	5 点
2	実施計画	10点
3	実施体制	15点
4	業務実績	10点
5	個人情報保護	10点
6	コールセンターにおける対応	15点
7	その他評価すべきポイント	25点
8	見積金額	10点
	合 計	100点

### (3) 選定方法

- ①各項目の配点の合計を100点満点として評価し、構成員の評価点の合計により 算出する。なお、評価点合計値の6割を最低基準とする。(基準点を満たさない提 案者は選定の対象とはしない)
- ②順位点は下表のとおり、基準点を超えた提案者で評価点の高い順から点を付す。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3 点	2点	1 点	0点

③順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

# (4) 選定結果の通知

プロポーザル審査会において受託候補者を1者選定し、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

## 8 受託候補者選定後の手続

- (1) 岐阜県社会福祉協議会は受託候補者と提出書類を基に具体的な協議を行い、委 託契約を締結する。
- (2) 岐阜県社会福祉協議会は、受託候補者と契約が成立しない場合は次点の提案事

業者と交渉を行うこととする。

# 9 その他

- (1) 提出書類の作成等に要する経費については、すべて応募事業者の負担とする。
- (2) 提出された質問書及び提出書類は返却しない。
- (3) 応募事業者が次のいずれかに該当したときは、委託候補者の選定手続きへの参加資格を失うことがある。
- ①「5 応募資格」の要件を満たさなくなったとき。
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③その他、本プロポーザルの応募手続きにおいて不適当と認められる行為があったとき。
- (4)本公募への応募者を募るため、本会ホームページへの掲載等により周知を図る。